

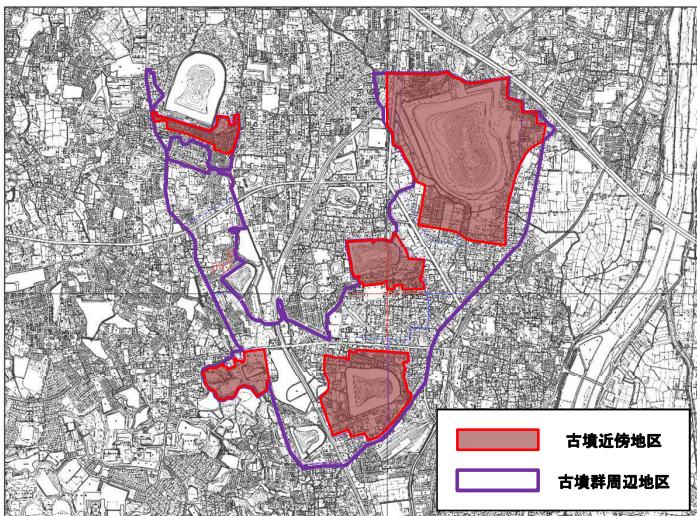
建築物の「色・形ほか」の制限について（概要）

1. 古市古墳群周辺景観地区の区域

〈景観地区〉
古市古墳群周辺景観地区

古墳近傍地区

古墳群周辺地区



2-1. 景観地区の制限内容（基準）

●一般基準

- 地形・自然特性に関する基準
- 歴史・文化特性に関する基準
- 市街地特性に関する基準

●項目別基準

- 通り外観
- 屋根・壁面
- 色彩**
- 附属建築物・建築設備

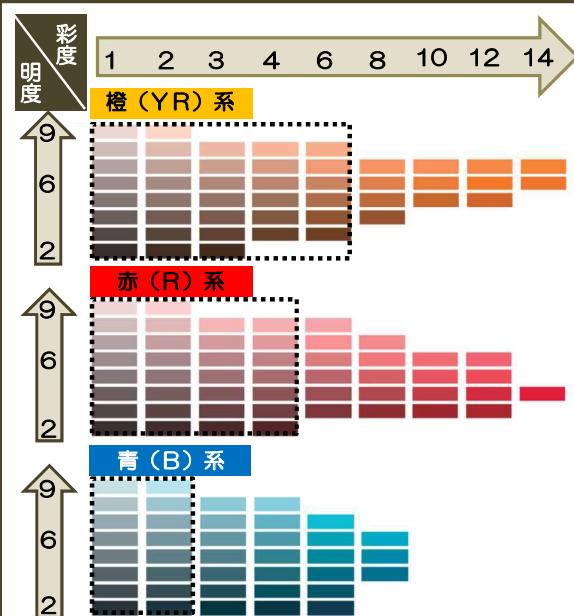
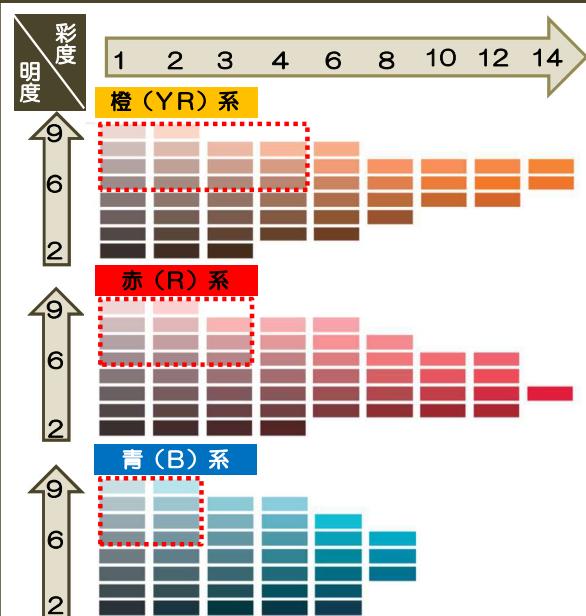
2-2. 景観地区の制限内容（色彩《一部例》）

○大規模建築物の外壁

	明 度	彩 度
橙(YR)系	6 以上	4 以下
赤(R)系	6 以上	3 以下
青(B)系	6 以上	2 以下

○中・小規模建築物の外壁
○大・中・小規模建築物の屋根、門及び塀

彩 度



3. 景観地区の区域における必要な手続き

●景観法第63条第1項

景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、「景観地区の制限内容」に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならぬ。

●景観法第63条第4項

認定証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築等の工事は、することができぬ。

4. 景観地区の区域における適用除外（一部）

“古墳群周辺地区”の「小規模建築物」

⇒認定手続きが不要《制限は「努力義務」》

5. その他

古市古墳群周辺景観地区では・・・

※「羽曳野市景観計画」に基づく建築物の建築等に関する届出は不要です。

※「羽曳野市景観計画」に基づく工作物の建設等に関する届出は必要です。